

京都市告示第 3 号

平成19年3月13日に市会本会議で議決された平成19年度京都市予算の要領は、次のとおりです。

平成19年4月2日

京都市長 梶 本 頼 兼

## 平成19年度京都市一般会計予算

平成19年度京都市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 690,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 259,317,000
	1 市 民 税	120,472,000
	2 固 定 資 産 税	98,760,000
	3 軽 自 動 車 税	1,166,000
	4 市 た ば こ 税	9,974,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	6,000
	6 事 業 所 税	6,857,000
	7 都 市 計 画 税	22,082,000
2 地 方 譲 与 税		4,343,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,295,000
	2 地 方 道 路 譲 与 税	1,845,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	203,000
3 府 税 交 付 金		28,342,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,129,000
	2 配 当 割 交 付 金	985,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	930,000
	4 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	60,000
	5 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,080,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	4,519,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	17,638,000
4 地 方 特 例 交 付 金		2,474,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	617,000
	2 特 別 交 付 金	1,857,000
5 地 方 交 付 税		76,991,000

款	項	金額
	1 地方交付税	76,991,000 <sup>千円</sup>
6 交通安全対策特別交付金		700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金		8,144,768
	1 分担金	10,000
	2 負担金	8,134,768
8 使用料及び手数料		23,636,479
	1 使用料	16,557,272
	2 手数料	7,079,207
9 国庫支出金		93,401,845
	1 国庫負担金	76,980,073
	2 国庫補助金	15,547,627
	3 国庫委託金	874,145
10 府支出金		19,699,501
	1 府負担金	11,468,110
	2 府補助金	4,965,990
	3 府委託金	3,265,401
11 財産収入		2,021,506
	1 財産運用収入	1,085,196
	2 財産売却収入	936,310
12 寄附金		1,444,362
	1 寄附金	1,444,362
13 繰入金		15,038,798
	1 特別会計繰入金	15,038,798
14 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
15 諸 収 入		75,371,740 <small>千円</small>
	1 延滞金加算金及び過料	326,211
	2 市 預 金 利 子	22,915
	3 貸 付 金 元 利 収 入	9,687,964
	4 預 託 金 元 利 収 入	49,449,742
	5 受 託 事 業 収 入	4,311,473
	6 収 益 事 業 収 入	3,900,000
	7 雑 入	7,673,435
16 市 債		79,924,000
	1 市 債	79,924,000
歳 入 合 計		690,850,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		2,203,000 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	2,203,000
2 総 務 費		39,091,310
	1 総 務 管 理 費	31,397,916
	2 税 務 費	2,642,933
	3 統 計 調 査 費	117,669
	4 財 産 費	909,620
	5 選 挙 費	1,523,671
	6 監 査 委 員 費	12,675
	7 人 事 委 員 会 費	39,800
	8 大 学 費	1,834,715
	9 総 務 施 設 整 備 費	612,311
3 文 化 市 民 費		22,889,000
	1 文 化 市 民 総 務 費	9,237,082
	2 文 化 費	2,984,917
	3 市 民 生 活 費	3,122,160
	4 共 同 参 画 社 会 費	855,178
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,213,423
	6 文 化 市 民 施 設 整 備 費	5,476,240
4 保 健 福 祉 費		232,001,000
	1 保 健 福 祉 総 務 費	57,667,077
	2 児 童 福 祉 費	48,854,338
	3 生 活 保 護 費	64,105,463
	4 障 害 者 福 祉 費	26,027,694
	5 老 人 福 祉 費	29,846,238
	6 保 健 費	3,150,976
	7 予 防 費	1,532,653

款	項	金額
	8 生活衛生費	495,501
	9 保健福祉施設整備費	321,060
5 環境費		38,832,000
	1 環境総務費	16,453,645
	2 環境保全費	544,013
	3 ごみ処理費	8,443,718
	4 ふん尿処理費	841,042
	5 機材管理費	284,146
	6 環境施設整備費	12,265,436
6 産業観光費		57,012,000
	1 産業観光総務費	3,218,224
	2 商工振興費	1,324,686
	3 中小企業対策費	49,447,601
	4 技術振興費	910,772
	5 観光費	517,027
	6 農業費	489,205
	7 林業費	469,892
	8 産業観光施設整備費	634,593
7 計画費		25,231,000
	1 計画総務費	7,931,683
	2 都市計画費	590,814
	3 風致美観費	1,500,884
	4 建築指導費	104,010
	5 住宅管理費	4,362,359
	6 住宅整備費	7,924,374
	7 住環境整備費	2,816,876
8 土木費		56,586,000
	1 土木総務費	6,847,766
	2 駐車場費	286,759
	3 道路橋りょう費	8,057,395
	4 道路特別整備費	6,210,000

款	項	金額
	5 河川排水路費	1,753,799
	6 都市河川整備費	987,500
	7 緑化推進費	3,422,356
	8 街路費	7,068,994
	9 重要幹線街路費	12,432,000
	10 土地区画整理費	3,657,451
	11 市街地再開発費	2,000,980
	12 受託工事費	3,861,000
9 消 防 費		30,916,000
	1 消防総務費	22,023,650
	2 消 防 費	2,482,805
	3 防 災 費	114,625
	4 消防施設整備費	6,294,920
10 教 育 費		50,454,000
	1 教育総務費	29,701,086
	2 小 学 校 費	4,634,219
	3 中 学 校 費	2,651,808
	4 高 等 学 校 費	921,287
	5 幼 稚 園 費	94,768
	6 社 会 教 育 費	2,949,133
	7 青少年科学センター費	153,319
	8 学校施設整備費	9,348,380
11 災 害 対 策 費		12,000
	1 農林災害復旧費	12,000
12 公 債 費		83,274,690
	1 公 債 費	83,274,690
13 諸 支 出 金		51,948,000
	1 公 営 企 業 費	50,860,000
	2 土 地 取 得 費	1,088,000
14 予 備 費		400,000



款	項	金 額
	1 予 備 費	400,000 <sup>千円</sup>
歳 出	合 計	690,850,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 計画費	6 住宅整備費	公営住宅建設事業	400,000
	7 住環境整備費	環境改良事業	700,000
8 土木費	3 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	50,000
		道路改良事業	200,000
		橋りょう改修事業	100,000
	4 道路特別整備費	道路特別整備事業	1,000,000
		交通安全施設整備事業	200,000
	5 河川排水路費	河川改修事業	200,000
		幹線排水路改修事業	50,000
	6 都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000
	8 街路費	幹線街路整備事業	200,000
	9 重要幹線街路費	重要幹線街路整備事業	800,000
10 土地区画整理費	公共団体区画整理補助事業	330,000	
	組合区画整理補助事業	20,000	
10 教育費	8 学校施設整備費	学校施設整備事業	2,500,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度公共用地先行取得費	平成20年度から 債務消滅時まで	12,000,000 <sup>千円</sup>
土地開発公社借入金（元利金）債務の保証によって生じる保証債務	平成19年度から 平成24年度まで	95,000,000
平成19年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	平成19年度から 平成29年度まで	元金1,164,000,000千円及びこれに対する利子相当額
芸術文化特別奨励金	平成20年度	21,000
平成19年度助成金等内定者資金融資制度損失補てん金	平成19年度から 債務消滅時まで	融資金の回収未済額
平成19年度文化財保護事業資金融資制度損失補てん金	平成19年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
伏見桃山城運動公園管理経費	平成20年度から 平成22年度まで	166,762
左京区総合庁舎整備費	平成20年度	25,250
民間社会福祉施設整備助成事業費	平成20年度	809,000
児童福祉施設管理経費	平成20年度から 平成23年度まで	146,150

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度環境保全資金融資制度損失補てん金	平成20年度から 平成34年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
南部クリーンセンター第二工場整備事業費	平成20年度	270,000
北部クリーンセンター整備関連経費	平成20年度	2,520
焼却灰溶融施設整備事業費	平成20年度及び 平成21年度	120,000
焼却灰溶融施設整備事業費	平成21年度	2,778,310
平成19年度農林畜水産業無担保無保証人融資制度損失補てん金	平成19年度から 平成24年度まで	農業信用基金協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から農業信用保証保険法第61条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
平成19年度きらめき企業支援融資制度損失補てん金	平成20年度から 平成32年度まで	ベンチャー・経営革新資金、創業・新事業資金及びものづくり企業縁むすび資金で、信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して、ベンチャー・経営革新資金及び創業・新事業資金において100分の100を、ものづくり企業縁むすび資金のうちの無担保無保証人は100分の80を、ものづくり企業縁むすび資金のうちの無担保無保証人以外は100分の40をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額
平成19年度中小企業融資制度損失補てん金	平成19年度から 平成34年度まで	一般振興融資、小規模企業おうえん融資及び経営支援特別融資で、信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して、一般振興融資において100分の25を、小規模企業おうえん融資において100分の80を、経営支援特別融資において100分の65をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度中小企業再生支援融資制度損失補てん金	平成20年度から 平成40年度まで	<p style="text-align: right;">千円</p> 信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して6分の1を乗じて得た額
勸業館ESCOサービス料	平成20年度から 平成34年度まで	190,500
平成19年度ベンチャー企業育成支援補助金	平成19年度から 債務消滅時まで	ベンチャー企業育成支援補助金の交付対象者が納入する次の第一号及び第二号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第三号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所の新設に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産に限る。）に係る固定資産税（当該固定資産の取得者に新たに課することとなった年度及びその翌年度の分のものに限る。） (2)事業所の新設に伴い取得した家屋に係る都市計画税（当該家屋の取得者に新たに課することとなった年度及びその翌年度の分のものに限る。） (3)事業所の新設に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費（1件当たり限度額50,000千円）
平成19年度企業立地促進制度（全市一般施策）補助金	平成19年度から 債務消滅時まで	企業立地促進制度（全市一般施策）補助金の交付対象者が納入する次の第一号及び第二号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第三号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産に限る。）に係る固定資産税（当該固定資産の取得者に新たに課することとなった年度及びその翌年度の分のものに限る。） (2)事業所等の新增設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税（当該家屋の取得者に新たに課することとなった年度及びその翌年度の分のものに限る。） (3)事業所等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費（1件当たり限度額50,000千円）

事 項	期 間	限 度 額
平成19年度企業立地促進制度（特定地域施策）補助金	平成19年度から 債務消滅時まで	千円 企業立地促進制度（特定地域施策）補助金の交付対象者が納入する次の第一号及び第二号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第三号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産に限る。）に係る固定資産税（当該固定資産の取得者に新たに課することとなった年度から5年度分のものに限る。） (2)事業所等の新增設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税（当該家屋の取得者に新たに課することとなった年度から5年度分のものに限る。） (3)事業所等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費（1件当たり限度額50,000千円）
平成19年度大規模国際会議誘致助成制度補助金	平成19年度から 平成29年度まで	10,000
平成19年度高齢者向け優良賃貸住宅制度家賃差補給金	平成20年度から 平成42年度まで	高齢者向け優良賃貸住宅制度による土地所有者等と入居者が契約する家賃と国が定める家賃との差額に相当する額
平成19年度高齢者向け優良賃貸住宅建設資金融資利子補給金	平成20年度から 平成27年度まで	住宅金融公庫の資金融資額に対して年利率2パーセント以内の利子額に相当する額
平成19年度公営住宅建設費	平成20年度	1,210,400
平成19年度改良住宅建設費	平成20年度及び 平成21年度	598,550
小山大宅線工事費	平成20年度	288,000
一般国道477号（大布施工区）工事費	平成20年度	260,000
西羽束師川河川改修工事費	平成20年度	150,000

事 項	期 間	限 度 額
国鉄嵯峨駅北通工事費	平成20年度	千円 457,000
J R東海道本線新駅関連公共施設整備費	平成20年度	301,500
水災予測システム整備費	平成20年度	113,000
消防防災通信ネットワーク整備費	平成20年度から 平成22年度まで	760,000
平成19年度学校増改築等施設整備費	平成20年度及び 平成21年度	1,965,000

第4表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
総務施設整備費	534,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
文化市民施設整備費	4,474,000			
児童福祉施設整備費	70,000			
環境施設整備費	7,600,000			
環境車両整備費	257,000			
農業農村整備費	40,000			
森林整備費	80,000			
ユースホステル整備費	596,000			
交通施設バリアフリー化設備整備費	99,000			
緑地保全事業費	120,000			
古都保存事業費	255,000			
公営住宅整備費	1,058,000			
日本高速道路保有・債務返済機構出資金	391,000			
公園緑地整備費	1,396,000			
一般公共事業費	3,133,000			
消防施設整備費	6,143,000			
学校施設整備費	5,959,000			
社会教育施設整備費	702,000			
都市整備費	14,320,000			
水道事業出資金	995,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道事業出資金	千円 10,084,000		%	
高速鉄道事業補助金	73,000			
京都高速鉄道株式会社貸付金	3,000,000			
臨時財政対策債	14,745,000			
退職手当債	3,800,000			
計	79,924,000			

## 平成19年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成19年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ579,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 68,619
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68,619
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		383,380
	1 貸 付 金 元 利 収 入	345,747
	2 雑 入	37,633
4 市 債		127,000
	1 市 債	127,000
歳 入 合 計		579,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 579,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	579,000
歳 出 合 計		579,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 127,000	消費貸借の方法による。	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項から第7項までに定めるところによる。

## 平成19年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

平成19年度京都市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,892,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料収入		千円 40,862,996
	1 国民健康保険料収入	40,862,996
2 国民健康保険税収入		4
	1 国民健康保険税収入	4
3 一 部 負 担 金		2,900
	1 一 部 負 担 金	2,900
4 国 庫 支 出 金		38,675,991
	1 国 庫 負 担 金	28,449,000
	2 国 庫 補 助 金	10,226,991
5 療 養 給 付 費 交 付 金		26,323,426
	1 療 養 給 付 費 交 付 金	26,323,426
6 府 支 出 金		6,466,042
	1 府 負 担 金	679,000
	2 府 補 助 金	5,787,042
7 共 同 事 業 交 付 金		13,901,000
	1 共 同 事 業 交 付 金	13,901,000
8 繰 入 金		15,450,705
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,406,000
	2 基 金 特 別 会 計 繰 入 金	44,705
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
10 諸 収 入		208,935 <small>千円</small>
	1 雑 入	208,935
歳 入 合 計		141,892,000

歳 出

款	項	金額
1 国民健康保険費		141,892,000 <small>千円</small>
	1 事 務 費	3,982,466
	2 保 険 給 付 費	137,759,534
	3 公 債 費	120,000
	4 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		141,892,000

## 平成19年度京都市介護保険事業特別会計予算

平成19年度京都市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,527,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。



別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		千円 16,811,097
	1 保 險 料	16,811,097
2 分 担 金 及 び 負 担 金		2,041
	1 負 担 金	2,041
3 国 庫 支 出 金		19,142,589
	1 国 庫 負 担 金	14,201,856
	2 国 庫 補 助 金	4,940,733
4 支 払 基 金 交 付 金		25,088,160
	1 支 払 基 金 交 付 金	25,088,160
5 府 支 出 金		12,170,757
	1 府 負 担 金	11,843,362
	2 府 補 助 金	327,395
6 繰 入 金		13,287,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,287,000
7 繰 越 金		17,525
	1 繰 越 金	17,525
8 諸 収 入		7,831
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	301
	2 雑 入	7,530
歳 入 合 計		86,527,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,920,489
	1 事 務 費	2,920,489
2 保 険 給 付 費		80,139,144
	1 保 険 給 付 費	80,139,144
3 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		85,656
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	85,656
4 地 域 支 援 事 業 費		1,930,089
	1 介 護 予 防 事 業 費	790,410
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	1,139,679
5 繰 出 金		725,819
	1 繰 出 金	725,819
6 公 債 費		462,023
	1 公 債 費	462,023
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
8 諸 支 出 金		233,780
	1 諸 支 出 金	233,780
歳 出 合 計		86,527,000

## 平成19年度京都市老人保健特別会計予算

平成19年度京都市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,940,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 支 払 基 金 交 付 金		千円 77,353,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	77,353,000
2 国 庫 支 出 金		42,359,000
	1 国 庫 負 担 金	42,359,000
3 府 支 出 金		10,590,000
	1 府 負 担 金	10,590,000
4 繰 入 金		10,602,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,602,000
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		35,999
	1 雑 収 入	35,999
歳 入 合 計		140,940,000

歳 出

款	項	金 額
1 老 人 保 健 費		千円 140,940,000
	1 老 人 保 健 費	140,940,000
歳 出 合 計		140,940,000

## 平成19年度京都市地域水道特別会計予算

平成19年度京都市地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,109,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,584
	1 負担金	1,584
2 使用料及び手数料		30,481
	1 使用料	30,481
3 国庫支出金		441,548
	1 国庫補助金	441,548
4 繰入金		537,000
	1 一般会計繰入金	537,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,386
	1 雑収入	1,386
7 市債		1,097,000
	1 市債	1,097,000
歳入合計		2,109,000

歳 出

款	項	金額
1 地域水道費		2,109,000
	1 地域水道費	173,451
	2 地域水道整備費	1,767,930
	3 公債費	167,619
歳出合計		2,109,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広河原・花脊簡易水道整備事業費	平成 20 年 度	千円 687,650
別所・百井簡易水道整備事業費	平成 20 年 度	287,134

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域水道整備費	千円 1,097,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 8.0以内	% 起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

## 平成19年度京都市京北地域水道特別会計予算

平成19年度京都市京北地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 5,428
	1 分 担 金	1,428
	2 負 担 金	4,000
2 使用料及び手数料		158,010
	1 使 用 料	158,000
	2 手 数 料	10
3 国庫支出金		48,788
	1 国庫補助金	48,788
4 繰 入 金		211,544
	1 一般会計繰入金	210,000
	2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	1,273
	3 農業集落排水事業 特別会計繰入金	271
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		1,229
	1 雑 入	1,229
7 市 債		194,000
	1 市 債	194,000
歳 入 合 計		619,000

歳 出

款	項	金 額
1 京 北 地 域 水 道 費		千円 619,000
	1 京 北 地 域 水 道 費	117,753
	2 京 北 地 域 水 道 整 備 費	374,612
	3 公 債 費	125,635
	4 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	619,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
弓削簡易水道整備事業費	平成 20 年度	千円 350,000
黒田簡易水道整備事業費	平成 20 年度	370,000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
京北地域水道整備費	千円 194,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 8.0以内	% 起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

## 平成19年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成19年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 2,880
	1 分担金	2,880
2 使用料及び手数料		44,241
	1 使用料	44,241
3 繰入金		235,046
	1 一般会計繰入金	229,000
	2 農業集落排水事業特別会計繰入金	1,046
	3 基金特別会計繰入金	5,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		832
	1 貸付金元利収入	240
	2 雑収入	592
歳入合計		283,000

歳 出

款	項	金額
1 特定環境保全公共下水道費		千円 283,000
	1 特定環境保全公共下水道費	138,409
	2 公債費	144,591
歳出合計		283,000

## 平成19年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

平成19年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,683,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,934,833
	1 使用料	1,934,752
	2 手数料	81
2 財産収入		28
	1 財産売却収入	28
3 繰入金		216,122
	1 一般会計繰入金	215,000
	2 基金特別会計繰入金	1,122
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		421,016
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑収入	421,015
6 市債		111,000
	1 市債	111,000
歳 入 合 計		2,683,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 場 費		2,683,000
	1 中 央 卸 売 市 場 費	1,899,000
	2 市 場 整 備 費	119,000
	3 公 債 費	664,000
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,683,000

第2表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場第一市場施設 整備費	111,000	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） 又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。



## 平成19年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成19年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ798,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		71,904
	1 使用料	71,892
	2 手数料	12
2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰入金		713,056
	1 一般会計繰入金	713,000
	2 基金特別会計繰入金	56
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		13,038
	1 雑収入	13,038
歳 入 合 計		798,000

歳 出

款	項	金 額
1 市場・と畜場費		千円 798,000
	1 中央卸売市場・と畜場費	605,912
	2 公 債 費	191,588
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		798,000

## 平成19年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

平成19年度京都市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 560
	1 分 担 金	560
2 使用料及び手数料		7,769
	1 使 用 料	7,769
3 府 支 出 金		585
	1 府 補 助 金	585
4 繰 入 金		37,905
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,000
	2 基 金 特 別 会 計 繰 入 金	12,905
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		180
	1 雑 入	180
歳 入 合 計		47,000

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 47,000
	1 農業集落排水事業費	22,250
	2 公 債 費	24,250
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		47,000

## 平成19年度京都市土地区画整理事業特別会計予算

平成19年度京都市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ296,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 区画整理事業収入		千円 295,900
	1 保 留 地 収 入	295,900
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		99
	1 雑 入	99
歳 入 合 計		296,000

歳 出

款	項	金 額
1 区画整理事業費		千円 296,000
	1 事 務 費	30,000
	2 区画整理事業費	266,000
歳 出 合 計		296,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理事業費	2 区画整理事業費	伏見西部第三地区区画整理事業	千円 19,000
		伏見西部第四地区区画整理事業	19,000



## 平成19年度京都市駐車場事業特別会計予算

平成19年度京都市駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,165,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 676,471
	1 使用料	676,471
2 繰入金		1,488,528
	1 一般会計繰入金	1,488,000
	2 基金特別会計繰入金	528
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		2,165,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場事業費		千円 2,165,000
	1 駐車場費	406,443
	2 公債費	1,758,557
歳 出 合 計		2,165,000

## 平成19年度京都市市街地再開発事業特別会計予算

平成19年度京都市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,714,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 再 開 発 事 業 収 入		7,006,999 <small>千円</small>
	1 保 留 床 収 入	7,006,999
2 国 庫 支 出 金		138,900
	1 国 庫 補 助 金	138,900
3 繰 入 金		1,568,100
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,568,100
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		8,714,000

歳 出

款	項	金 額
1 再 開 発 事 業 費		8,714,000 <small>千円</small>
	1 事 務 費	1,942,370
	2 再 開 発 事 業 費	4,826,898
	3 公 債 費	1,944,732
歳 出 合 計		8,714,000

## 平成19年度京都市土地取得特別会計予算

平成19年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,683,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 694,999
	1 財 産 運 用 収 入	15,000
	2 財 産 売 払 収 入	679,999
2 繰 入 金		1,088,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,088,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		900,000
	1 貸 付 金 収 入	900,000
5 市 債		3,000,000
	1 市 債	3,000,000
歳 入 合 計		5,683,000

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		千円 5,683,000
	1 土 地 先 行 取 得 費	3,900,000
	2 公 債 費	1,213,714
	3 繰 出 金	569,286
歳 出 合 計		5,683,000

第2表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得費	千円 3,000,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

## 平成19年度京都市基金特別会計予算

平成19年度京都市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,702,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。



別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 基金収入		千円 58,702,000
	1 平安建都1200年記念事業 基金収入	25,508
	2 市庁舎整備基金収入	33,883
	3 国際親善交流基金収入	22,016
	4 市立大学奨学基金収入	575
	5 市立芸術大学芸術教育振 興基金収入	10,900
	6 都市計画事業基金収入	82,432
	7 文化事業基金収入	142,916
	8 音楽芸術振興基金収入	9,738
	9 文化ボランティア基金収 入	6,704
	10 文化観光資源保護基金収 入	108,053
	11 美術館基金収入	21,253
	12 交通安全対策事業基金収 入	22,070
	13 社会福祉奨学基金収入	75,387
	14 社会福祉事業基金収入	350,837
	15 健康づくり研究基金収入	4,599
	16 国民健康保険事業基金収 入	44,705
	17 介護給付費準備基金収入	730,189
	18 環境保全事業振興基金収 入	7,573
	19 産業振興基金収入	2,979
	20 農業集落排水事業基金収 入	14,497
	21 京都の優れた景観を保全 し形成する事業基金収入	181
	22 新住宅市街地開発事業基 金収入	118,659
	23 市営住宅基金収入	3,715,025
	24 緑化・公園管理基金収入	3,945
	25 駐車場基金収入	41,958
	26 宅地開発関連事業基金収 入	15,000

款	項	金 額
	27 市街地再開発事業基金収入	1,912,556
	28 社会教育振興基金収入	6,430
	29 特定環境保全公共下水道公債償還基金収入	5,277
	30 蓄積指定基金収入	6
	31 高速鉄道事業基金収入	404
	32 土地基金収入	7,840
	33 公債償還基金収入	50,541,259
	34 財政調整基金収入	616,646
歳 入	合 計	58,702,000

歳 出

款	項	金 額
1 基金		58,702,000
	1 平安建都1200年記念事業基金	25,508
	2 市庁舎整備基金	33,883
	3 国際親善交流基金	22,016
	4 市立大学奨学基金	575
	5 市立芸術大学芸術教育振興基金	10,900
	6 都市計画事業基金	82,432
	7 文化事業基金	142,916
	8 音楽芸術振興基金	9,738
	9 文化ボランティア基金	6,704
	10 文化観光資源保護基金	108,053
	11 美術館基金	21,253
	12 交通安全対策事業基金	22,070
	13 社会福祉奨学基金	75,387
	14 社会福祉事業基金	350,837
	15 健康づくり研究基金	4,599
	16 国民健康保険事業基金	44,705
	17 介護給付費準備基金	730,189

款	項	金 額
		千円
	18 環境保全事業振興基金	7,573
	19 産 業 振 興 基 金	2,979
	20 農業集落排水事業基金	14,497
	21 京都の優れた景観を保全し形成する事業基金	181
	22 新住宅市街地開発事業基金	118,659
	23 市 営 住 宅 基 金	3,715,025
	24 緑化・公園管理基金	3,945
	25 駐 車 場 基 金	41,958
	26 宅地開発関連事業基金	15,000
	27 市街地再開発事業基金	1,912,556
	28 社会教育振興基金	6,430
	29 特定環境保全公共下水道公債償還基金	5,277
	30 蓄 積 指 定 基 金	6
	31 高速鉄道事業基金	404
	32 土 地 基 金	7,840
	33 公 債 償 還 基 金	50,541,259
	34 財 政 調 整 基 金	616,646
歳	出 合 計	58,702,000

## 平成19年度京都市市公債特別会計予算

平成19年度京都市市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ295,706,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 234,099,984
	1 一 般 会 計 繰 入 金	83,274,690
	2 国民健康保険事業特別会計繰入金	120,000
	3 介護保険事業特別会計繰入金	462,023
	4 地域水道特別会計繰入金	167,619
	5 京北地域水道特別会計繰入金	125,635
	6 特定環境保全公共下水道特別会計繰入金	144,591
	7 中央卸売市場第一市場特別会計繰入金	664,000
	8 中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計繰入金	191,588
	9 農業集落排水事業特別会計繰入金	24,250
	10 駐車場事業特別会計繰入金	1,758,557
	11 市街地再開発事業特別会計繰入金	1,944,732
	12 土地取得特別会計繰入金	1,213,714
	13 基金特別会計繰入金	16,545,750
	14 病院事業特別会計繰入金	1,013,900
	15 水道事業特別会計繰入金	18,923,636
	16 公共下水道事業特別会計繰入金	59,806,704
	17 自動車運送事業特別会計繰入金	2,093,310
	18 高速鉄道事業特別会計繰入金	45,625,285
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		15

款	項	金 額
	1 雜 入	千円 15
4 市 債		61,606,000
	1 市 債	61,606,000
歲 入	合 計	295,706,000

第1表 歳入歳出予算

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		295,706,000 <small>千円</small>
	1 公 債 費	263,841,654
	2 繰 出 金	31,863,846
	3 予 備 費	500
歳 出 合 計		295,706,000

平成19年度京都市病院事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 京都市立病院事業

事項	区分	入院			外来
		一般	感染症	計	
病床数		床 578	床 8	床 586	—
年間患者数		人 185,928	人 70	人 185,998	人 335,160
1日平均患者数		人 508	人 1	人 509	人 1,368

2 京都市立京北病院事業

事項	区分	入院			外来	診療所	居宅サービス事業
		一般	療養	計			
病床数		床 46	床 21	床 67	—	—	—
年間患者数		人 13,103	人 6,917	人 20,020	人 48,755	人 6,249	人 3,109
1日平均患者数		人 36	人 19	人 55	人 199	人 26	—

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市立病院事業収益	13,551,000 千円
第1項 医業収益	12,917,931 千円
第2項 医業外収益	633,069 千円



第2款 市立京北病院事業収益 1,160,000千円

第1項 医業収益 1,123,641千円

第2項 医業外収益 36,359千円

支 出

第1款 市立病院事業費用 13,551,000千円

第1項 医業費用 12,976,679千円

第2項 医業外費用 564,321千円

第3項 予備費 10,000千円

第2款 市立京北病院事業費用 1,160,000千円

第1項 医業費用 1,133,488千円

第2項 医業外費用 25,512千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 750,200千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 市立病院事業資本的収入 1,055,000千円

第1項 企業債 1,055,000千円

第2款 市立京北病院事業資本的収入 2,800千円

第1項 国庫補助金 2,800千円

支 出

第1款 市立病院事業資本的支出 1,754,000千円

第1項 建設改良費 1,181,141千円

第2項 企業債償還金 572,859千円

第2款 市立京北病院事業資本的支出 54,000千円

第1項 建設改良費 14,837千円

第2項 企業債償還金 39,163千円

(企業債)

第5条 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率及び償還の方法は, 次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
医療用器械備品等購入費	千 1,055,000	発行価格が額面金額を下回るときは, その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に, 元利均等その他の方法により償還する。ただし, 財政の都合その他によっては, 繰上償還をすることができる。
計	1,055,000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は, 1,650,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 事業費に充てるため, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 432,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は, 4,232,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は, 次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	電子計算機(総合情報システム)	一式

平成19年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年 間 総 給 水 量		207,183,000 m <sup>3</sup>	
1 日 最 大 給 水 量		640,000	
1 日 平 均 給 水 量		566,000	
期 首 使 用 者 数		726,100 件	
期 末 使 用 者 数		734,800	
増 加 見 込 数		8,700	
主 要 な 建 設 改 良 事 業 上 水 道 施 設 整 備 事 業		9,500,000 千円	水道施設の増強及び整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	32,180,000 千円
第1項 営業収益	32,054,230 千円
第2項 営業外収益	125,770 千円

支 出

第1款 水道事業費用	33,436,000 千円
第1項 営業費用	26,716,277 千円
第2項 営業外費用	6,689,723 千円
第3項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,319,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417,281千円及び損益勘定留保資金等9,901,719千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	13,950,000 千円
第1項 企業債	11,423,600 千円
第2項 出資金	995,000 千円
第3項 工事負担金	1,112,108 千円
第4項 加入金	402,791 千円
第5項 基金収入	15,680 千円
第6項 その他資本的収入	821 千円

支 出

第1款 資本的支出	24,269,000 千円
第1項 建設改良費	10,799,050 千円
第2項 企業債償還金	13,444,270 千円
第3項 投資	15,680 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設整備事業	平成20年度から平成22年度 まで	千円 5,400,000
諸施設整備	平成20年度及び平成21年度	100,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道施設整備事業費	千円 7,005,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
公営企業借換債（高金利対策分）	2,404,600			
計	9,409,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成19年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
増 加 排 水 面 積		ha 6	
期 末 排 水 面 積		15,215	期首排水面積 15,209 ha
年 間 流 入 下 水 量		m <sup>3</sup> 361,311,000	
1 日 平 均 流 入 下 水 量		987,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業		千円	
公 共 下 水 道 建 設 事 業		17,500,000	
管 き ょ 施 設 建 設 事 業		9,026,000	幹線、支線、取付管等の布設
ポ ン プ 場 施 設 建 設 事 業		1,018,000	住吉ポンプ場施設等の建設
終 末 処 理 施 設 建 設 事 業		7,456,000	鳥羽、吉祥院、伏見、石田水環境保全センター施設の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益	51,711,000 千円
第1項 事業収益	48,640,778 千円
第2項 事業外収益	3,070,222 千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用	52,071,000 千円
第1項 事業費用	35,054,926 千円
第2項 事業外費用	17,016,074 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,942,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額400,000千円及び損益勘定留保資金19,542,000千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	公共下水道事業資本的収入		42,814,799 千円
第1項	企業債		27,647,000 千円
第2項	出資金		9,072,152 千円
第3項	国庫補助金		5,686,100 千円
第4項	工事負担金		334,818 千円
第5項	その他資本的収入		74,729 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入		7,201 千円
第1項	貸付金回収金		7,201 千円
	合計		42,822,000 千円
		支	出
第1款	公共下水道事業資本的支出		62,756,799 千円
第1項	建設改良費		18,669,143 千円
第2項	企業債償還金		44,087,656 千円
第2款	水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出		7,201 千円
第1項	貸付金		7,201 千円
	合計		62,764,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業	平成20年度から平成22年度まで	千円 15,000,000
施設運転管理等業務	平成20年度及び平成21年度	289,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道建設事業費	千円 11,004,000	証券発行 (他の地方 公共団体と 共同発行 を含む。)又 は消費貸 借の方法に よる。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	263,000			
下水道建設利息	81,000			
公営企業借換債(高金利対策分)	8,964,000			
計	20,312,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 汚水処理に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、700,000千円である。



平成19年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項	区 分	一 般 路 線	定 期 観 光
	運 転 車 両 数		両 671
年 間 走 行 キ ロ メ ー ト ル		km 28,841,000	km 62,050
年 間 総 輸 送 人 員		人 111,630,000	人 29,200
1 日 平 均 輸 送 人 員		人 305,000	人 80

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 83両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益	22,762,000千円
第1項 営業収益	19,123,963千円
第2項 営業外収益	3,638,037千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	23,148,000千円
第1項 営業費用	22,212,711千円

第2項	営業外費用	863,479千円
第3項	特別損失	41,810千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,926,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	3,556,000千円
第1項	企業債	3,513,000千円
第2項	補助金	9,540千円
第3項	その他資本収入	33,460千円

支 出		
第1款	資本的支出	5,482,000千円
第1項	建設改良費	3,621,579千円
第2項	企業債償還金	1,860,421千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円 3,513,000	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 乗合自動車の減価償却費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,631,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

平成19年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項	区 分	年 間	1 日 平 均
運 転 車 両 数		74,664 両	204 両
走 行 キ ロ メ ー ト ル		18,984,299 km	51,870 km
輸 送 人 員		116,754,000 人	319,000 人

2 主要な建設改良工事計画

高速鉄道東西線（中京区二条駅～右京区太秦2.4キロメートル）建設  
工事の一部

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費12,617,745千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和分）7,871,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	26,837,000千円
第1項 営業収益	23,675,000千円
第2項 営業外収益	2,829,000千円
第3項 特別利益	333,000千円

支 出

第1款	高速鉄道事業費用	43,024,000千円
第1項	営業費用	30,244,259千円
第2項	営業外費用	12,676,745千円
第3項	特別損失	52,996千円
第4項	予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,477,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	46,512,000千円
第1項	企業債	34,031,000千円
第2項	固定資産売却代金	1,012,000千円
第3項	補助金	393,000千円
第4項	出資金	10,081,000千円
第5項	その他資本収入	995,000千円

支 出

第1款	資本的支出	49,989,000千円
第1項	建設改良費	15,487,055千円
第2項	繰延費用	249,582千円
第3項	企業債償還金	33,196,233千円
第4項	補助金返還金	771,980千円
第5項	出資金返還金	284,150千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成20年度	千円 500,000
平成19年度駅管理等業務委託	平成20年度から 平成23年度まで	668,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道事業建設費	千円 11,657,000	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
高速鉄道事業高資本費 対策借換債	13,592,000			
高速鉄道事業特例債	2,321,000			
高速鉄道事業資本費 平準化債	6,356,000			
高速鉄道事業資本費 負担緩和分企業債	7,871,000			
計	41,797,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 高速鉄道建設等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,021,000千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道建設に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、2,671,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、7,410,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

(理財局財務部主計課)